

独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設運営規程

第一章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する金沢病院附属介護老人保健施設（以下「施設」という。）において実施する介護保険施設サービス（以下「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供するよう努め、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た入所者の個人情報については、施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了承を得ることとする。
- 5 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 当施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(施設の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設
- 二 所在地 石川県金沢市沖町ハの部15番地

第二章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者） 1人
職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、職員にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 二 副施設長 1人
施設長を補佐し、適正な運営を図るための必要な指揮を行う。
- 三 医師 1人以上
入所者等全員の病状を把握し、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 四 薬剤師 1人（併設病院と兼務）
入所者等に対して、医師の処方箋に基づき、処方及び服薬指導を行う。
- 五 看護職員 10人以上
管理者及び医師の指示を受け、入所者の病状、心身の状況等の把握に努め施設サービス計画に基づき必要な看護業務を行う。
- 六 介護職員 25人以上
管理者及び医師の指示を受け、入所者の日常生活の状況等の把握に努め施設サービス計画に基づき必要な介護業務を行う。
- 七 支援相談員 2人以上
管理者の指示を受け、入所者の生活・処遇相談、生活・行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画・指導、市町村等との連携及びボランティアの指導等を行う。
- 八 理学療法士（作業療法士、言語聴覚士） 5人以上
管理者及び医師の指示を受け、施設サービス計画に基づき入所者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための理学療法（作業療法）等のリハビリテーションを行う。
- 九 管理栄養士 1人以上
管理者及び医師の指示を受け、入所者等の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。
- 十 介護支援専門員 2人以上
管理者の指示を受け、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするための施設サービス計画の作成等を行う。
- 十一 事務員 2人以上
管理者の指示を受け、必要な事務を行う。

第三章 入所者の定員

（入所者の定員）

第5条 当施設の入所者の定員は、100人とする。

（定員の遵守）

第6条 災害、虐待その他やむを得ない事情を除き、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。

第四章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料及びその他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設サービスの提供に際し、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制等を記した文書を交付して説明を行い、提供開始の同意を得る。

(入退所)

第8条 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要と認められる者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 入所申込者の入所に際しては、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 3 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを医師、薬剤師、理学療法士（作業療法士等を含む）、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等で協議する。
- 4 入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供拒否の禁止)

第9条 療養室が空いていない場合、入所の必要がない場合等、正当な理由なく施設サービスの提供を拒否しない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意志を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了日30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第12条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する（以下「アセスメント」という）。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者についてアセスメントの結果及び医師の治療方針に基づき、施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

なお、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、意見に配慮した原案を作成する。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者又は家族に対して説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についてのアセスメントを行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(施設サービスの取扱方針)

第13条

- 1 入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を踏まえ、その者の療養を妥当適切に行う。
- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 4 施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身状況及び理由を診療録に記録する。

- 5 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 6 自ら提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

第14条 医師の診療方針は、次のとおりである。

- 一 診療は、一般に医師として必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な判断を基に療養上妥当適切に行う。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持し、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的な効果を上げるよう適切な指導を行う。
- 三 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らし、妥当適切に行う。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの以外は行わない。
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用又は処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置)

- 第15条 医師は、入所者の病状からみて自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適切な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。
- 2 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させない。
- 3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、その病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し診療状況の提供を行う。
- 4 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から入所者の療養上必要な情報の提供を受け、適切な診療を行う。

(機能訓練)

- 第16条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(栄養管理)

- 第17条 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うよう努める。

(口腔衛生の管理)

- 第18条 入所者の口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理を計画的に行うよう努める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第19条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
- 5 入所者に対し、良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。
- 6 入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 7 入所者に対し、職員以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第20条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供する。

- 一 朝 食 午前8時00分～8時30分
二 昼 食 午後0時00分～午後0時30分
三 夕 食 午後6時00分～6時30分
四 おやつ 午後3時00分～3時30分

- 2 入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行われるよう努める。

(相談及び援助)

第21条 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに必要な助言及び援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第22条 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に、入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会の確保に努める。

(利用料等の受領)

第23条 法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者等から利用料の一部として、介護保険法（以下「法」という。）第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から施設に支払われる施設介護サービス費等の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から施設サービス基準額の支払を受ける。

3 前2項の支払いを受けるほか、別表に掲げる費用の額の支払いを受ける。

4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し説明を行い文書で同意を得る。又、費用に変更があった場合は再度文書にて同意を得ることとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスにかかる費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第五章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第25条 入所者は、管理者や医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士などの指導による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第26条 入所者が、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(衛生保持)

第27条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第28条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- 四 施設館内及び敷地内は全て禁煙とする。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第29条 当施設の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、消防法第8条に規定する防火管理者を置き、次のとおり万全を期す。
- 一 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時、終業時に行う。
 - 二 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検に当たっては防火管理者が立ち会う。
 - 三 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するように努める。
 - 四 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
 - 五 防火管理者は、次のとおり職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - (1) 年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練と入所者を含めた総合訓練
 - (2) 隨時、非常災害用設備の使用方法の徹底
 - 六 当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
 - 七 その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を探る。

第七章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

- 第30条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当施設は、施設サービス提供中に、当職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第八章 その他施設の運営に関する重要事項

(入所者に関する市町村への通知)

第31条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第32条 入所者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を別に定める。

- 2 施設の職員によって施設サービスを提供する。
- 3 職員に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。
 - 一 年1回の採用時研修
 - 二 年1回の中堅研修など
 - 三 定期的な施設内研修
- 4 全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。
- 5 当施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第33条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第34条 入所者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
 - 一 感染症又は食中毒の予防のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 四 前三項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第35条 入所者の病状の急変に備えるための協力病院は次のとおりである。

- 一 名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院
- 二 所在地 金沢市沖町への部15番地

2 入所者のための協力歯科医療機関は次のとおりである。

- 一 名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院
- 二 所在地 金沢市沖町への部15番地

(掲示)

第36条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第37条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益収受をしない。

(苦情処理)

第39条 施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

- 一 窓 口 当施設管理係、金沢病院総務企画課課長、支援相談員
 - 二 担当部署 苦情検討委員会
- 2 施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第40条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を行う。

2 運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第41条 当施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

4 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第42条 施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第43条 職員、施設、設備構造、会計、施設サービス計画書、診療録及びその他のサービスに係る記録並びに市町村への通知に係る記録等に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。

(実施規定)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

【一部改正 平成13年 4月 1日】

【一部改正 平成16年 4月 1日】

【一部改正 平成17年10月 1日】

【一部改正 平成18年 4月 1日】

【一部改正 平成19年 4月 1日】

【一部改正 平成21年 4月 1日】

【一部改正 平成24年 9月 1日】

【一部改正 平成26年 4月 1日】
【一部改正 令和3年 4月 1日】
【一部改正 令和4年10月 1日】
【一部改正 令和6年 8月 1日】

別表

利用料金表

項 目	金 額	摘 要
食 事 負 担	1, 650円	
居 住 費	多床室 4人部屋	660円
	個 室	1, 730円
日 用 品 費	150円	シャンプー・リンス、石鹼、 ハンドソープ、トイレットペーパー等
居住費以外の 特別な室料	<u>2, 200円</u>	(消費税込)

- 1) 上記金額は、1日当たりの利用料です。
 - 2) 利用料の精算は、月単位で行ないますが、その際、円未満の端数は切り捨てします。
 - 3) 居住費・食費の減額制度は市民税非課税世帯等が該当し、各市町村への申請により負担限度額認定を受けることが出来ます。
認定を受けられた場合は上記利用料金表内の食事負担及び居住費については下記の通りです。
- ※ 第1段階～★生活保護受給者 ★老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方
 居住費多床室 0円 個室 550円 食費 300円
- 第2段階～世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円以下の方
 居住費多床室 430円 個室 550円 食費 390円
- 第3段階①～世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円超の方
 居住費多床室 430円 個室 1, 370円 食費 650円
- 第3段階②～世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額120万円超の方
 居住費多床室 430円 個室 1, 370円 食費 1, 360円